

令和4年度

福祉行政のあらまし

愛知県豊田加茂福祉相談センター



目 次

第1	福祉相談センターの概要	1
1	管内の概要	1
2	主な沿革	2
3	組織及び事務分掌	3
第2	地域福祉課の概要	4
1	地域福祉	4
2	児童福祉	5
3	ひとり親家庭への自立支援（遺児手当・児童扶養手当）	6
4	女性相談	8
5	高齢者福祉	10
6	障害福祉	12
第3	児童育成課の概要	16
1	業務系統図	16
2	相談の状況	17
(1)	相談の分類	17
(2)	年度別・区分別相談件数の推移	17
(3)	相談種別受付件数	18
(4)	相談の対応状況	18
(5)	一時保護の状況	19
(6)	児童虐待相談対応件数の状況	19
(7)	障害相談の状況	20

第1 福祉相談センターの概要

豊田加茂福祉相談センターは、豊田市及びみよし市を所管区域として愛知県の社会福祉に関する事務を分掌する行政機関である。

豊田加茂福祉相談センターには、同じ所管区域の児童相談所、身体障害者更生相談所（相談及び指導に関することに限る。）、知的障害者更生相談所（同）業務を行う豊田加茂児童・障害者相談センターが置かれている。

また、女性相談センター豊田加茂駐在室を兼ねている。

1 管内の概要

豊田加茂福祉相談センターの所管する豊田市、みよし市は、愛知県の中央北部に位置し、北は岐阜県、長野県との県境があり、東は新城市及び北設楽郡と、南は岡崎市、安城市などと、また西は瀬戸市、日進市などと接している。地域の総面積は 950.51 km²で、矢作川など河川の恵みを受けた平坦部とその周りを囲む山間部からなっており、全面積の3分の2が森林で、豊かな自然に恵まれている。肥沃な沖積層地帯が広がる平坦部では、農業・工業ともに盛んで、特に自動車関連産業は世界に冠たる業績を誇っており、農業では米を始め、果樹、花きなど様々な農作物が生産されている。



交通面では、東名高速道路、伊勢湾岸自動車道、東海環状自動車道及び新東名高速道路の4つの高規格幹線道路の結節点となり、7箇所のインターチェンジを有する広域交通の要所となっている。また、鉄道では、名古屋鉄道三河線、豊田線及び愛知環状鉄道が住民の足となっている。

管内の人口

令和4年4月1日現在

令和3年10月1日現在

区分	世帯数	総人口	年齢別人口						
			0~14歳		15~64歳		65歳以上		
			実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
愛知県	世帯 3,266,593	人 7,489,040	人 965,237	% 12.9	人 4,632,553	% 61.6	人 1,918,218	% 25.5	
管内	豊田市	177,550	417,530	55,102	13.2	264,498	63.1	99,668	23.7
	みよし市	24,593	61,935	8,851	14.3	41,393	66.8	11,690	18.9
	計	202,143	479,465	63,953	13.3	305,891	63.6	111,358	23.1

(注)1 「世帯」と「総人口」は令和4年4月1日現在。「年齢別人口」は、令和3年10月1日現在。

2 「出典」：県民文化局統計課「愛知県人口動向調査」(令和2年国勢調査(2020年10月1日現在)を基礎とした推計値)

2 主な沿革

年 月 日	旧足助事務所	旧豊田事務所	旧豊田児童相談所
昭和 26 年 9月1日	東加茂地方事務所に民生課設置 管轄区域:東加茂郡 位置:東加茂郡足助町	西加茂地方事務所に民生課設置 管轄区域:西加茂郡 位置:挙母市 (現豊田市元城町)	
昭和 30 年 11月10日	足助事務所と名称変更	挙母事務所と名称変更	
昭和 34 年 7月15日		(S34.1.1 挙母市から豊田市へ名称変更) 豊田事務所と名称変更	
昭和 39 年 4月1日	事務所新築(位置は同じ)		
昭和 42 年 4月3日		事務所新築移転 位置:豊田市元城町	<p>(S49 年度までの豊田市・東加茂郡・西加茂郡の区域の管轄は、岡崎児童相談所 H13 年度までの北設楽郡稲武町の区域の管轄は、豊橋児童相談所)</p> <p>豊田児童相談所設置 管轄区域:豊田市、東加茂郡、西加茂郡 位置:豊田市小坂町</p>
昭和 50 年 4月1日		(H10.4.1 豊田市が中核市に移行)	
平成 14 年 4月1日	豊田加茂事務所に健康福祉課設置(地方機関の再編による統合により北設楽郡稲武町が管轄に加わる) 管轄区域: 豊田市、東加茂郡、西加茂郡、北設楽郡稲武町 位置: 豊田市錦町1-22-1(加茂保健所内)		豊田加茂児童相談センターと名称変更、北設楽郡稲武町が管轄に加わる 事務所の移転 位置: 同左
平成 15 年 4月1日	郡区域変更により、稲武町が東加茂郡となる		同左
平成 17 年 4月1日	西加茂郡藤岡町、小原村、東加茂郡足助町、下山村、旭町、稲武町の豊田市への合併により、管轄区域は豊田市、西加茂郡(三好町)となる		同左
平成 20 年 4月1日	豊田加茂福祉相談センター設置(地方機関の再編による名称及び体制の変更) (センター内に、豊田加茂児童・障害者相談センター、豊田加茂福祉事務所設置)		
平成 22 年 1月4日	三好町が市制施行によりみよし市となり、豊田加茂福祉事務所が廃止となる		
平成 25 年 3月25日	事務所の移転 位置:豊田市元城町3-17		
平成 30 年 4月27日	事務所の住所表記変更 位置:豊田市元城町2-68		

3 組織及び事務分掌

センター長 ———— 次長 ———— 地域福祉課長 ———— 課長補佐 ———— 課長補佐 1名
 [次長兼務] [地域福祉グループ班長] 主 任 1名
 主 事 1名
 一般職非常勤職員 5名
 (うち、女性相談員 2名)

- ・センターの総務・経理に関すること
- ・民生委員・児童委員に関すること
- ・児童福祉（措置除く。）に関すること
- ・児童措置費用負担金徴収事務に関すること
- ・高齢者福祉に関すること
- ・障害者福祉に関すること
- ・各種手当（特別児童扶養手当等）に関すること
- ・女性の相談に関すること
- ・その他福祉に関すること

児童育成課長 ———— 課長補佐 ———— 主 査 3名
 [児童相談第1グループ班長] 主 任 2名
 [児童育成課長兼務] 主 事 12名
 一般職非常勤職員 1名
 課長補佐 ———— 主 査 1名
 [児童相談第2グループ班長] 主 任 6名
 主 事 6名

- ・児童の相談に関すること
- ・児童及びその家庭に係る必要な調査及び社会的な判定指導に関すること
- ・障害児入所給付費の支給の決定及び取消しに関すること
- ・児童福祉法第26条及び27条の規定による措置及び指導に関すること
- ・里親委託後の指導に関すること
- ・施設入所後の家庭並びに施設退所後の児童及び家庭の指導に関すること
- ・児童及びその家庭に係る医学的、心理学的、教育的及び精神保健上の判定指導に関すること
- ・療育手帳に関すること
- ・身体及び知的障害者の相談及び指導に関すること

第2 地域福祉課の概要

1 地域福祉

民生委員、社会福祉協議会を始め社会福祉団体やボランティアなどの協力を得て、地域での福祉の推進に努めている。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、地域社会の福祉を増進することを目的として、市町村の区域におかれている民間奉仕者で、厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年とされている。

その職務は、地域住民の生活状態を把握し、要保護者の相談に応じ、その更生を援助するとともに、福祉事務所、市町村等の関係行政機関に協力し、あるいは社会福祉施設と密接に連絡してその機能を助ける等、きわめて広範囲に及んでいる。

また、民生委員は、児童福祉法第16条の規定により児童委員を兼ねることとなっており、児童福祉の増進にも重要な役割を果たしている。

さらに、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う児童委員活動の一層の推進を図ることを目的に、平成6年1月1日から主任児童委員が設置され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開している。現在の任期は令和元年12月1日～令和4年11月30日の3年間である。

ア 民生(児童)委員配置状況 (令和4年4月1日現在)

区 分	定 員	現 員
みよし市	70 (4) 人	70 (4) 人

(注) () は主任児童委員数の再掲、豊田市は中核市であるため除く。

イ 民生委員協議会活動費交付金

民生委員協議会活動費交付金は、民生委員協議会活動の進展を図るため民生委員協議会の開催に要する経費として交付する。

<根拠> 民生委員協議会活動費交付金交付要綱

民生委員定数1人当たり	1民生委員協議会当たり
3,294 円	41,800 円

2 児童福祉

子育て家庭への支援

保育所

保護者の就労や疾病などにより家庭で保育することができない乳幼児の保育を、保育所で保護者に代わって実施している。

豊田加茂福祉相談センターでは、毎年みよし市の公立保育所について、児童福祉行政指導監査を実施している。

保 育 所 設 置 状 況 (令和4年4月1日現在)

市名	施設名	経営主体	設置年月日	定員 (人)	入所現員 (人)	入所率 (%)
みよし市	なかよし保育園	社会福祉法人	昭45.4.1	146	110	75.3
	みどり保育園	みよし市	昭45.9.1	180	158	87.8
	打越保育園	〃	昭48.4.1	160	128	80.0
	城山保育園	〃	昭49.2.1	100	82	82.0
	明知保育園	〃	昭50.4.1	120	107	89.2
	すみれ保育園	〃	昭52.4.1	100	86	86.0
	わかば保育園	〃	昭54.4.1	170	146	85.9
	天王保育園	社会福祉法人	平21.4.1	160	151	94.4
	黒笹保育園	学校法人	平26.4.1	180	166	92.2
	筋生保育園	学校法人	平27.4.1	180	146	81.1
	キッズハウスみよし(小規模)	株式会社	平30.4.1	19	19	100.0
	みよしの森保育園(小規模)	社会福祉法人	令3.4.1	19	15	78.9
	合計	12か所	—	1,534	1,314	85.7

(注)豊田市は中核市であるため除く。

3 ひとり親家庭への自立支援

(1) 遺児手当(事業開始 昭和45年度、県単事業)

ア 目的

両親又は片親がいない状態若しくは重度の障害等の状態にある家庭の児童を監護又は養育している者に手当を支給し、児童の健全育成と福祉の増進を図る。(根拠:愛知県遺児手当支給規則)

イ 支給要件

県内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を監護又は養育している者。

- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障害にある児童
- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童
- ・父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・その他上記に準ずる状態にある児童(知事が定めるもの)

ウ 所得制限

支給要件に該当する場合であっても、受給資格者又は扶養義務者(平成15年8月から適用)の前年の所得(1月から10月までの手当については前々年の所得)が一定額以上の場合には支給されない。

所得の限度額(規則で定める額)

(令和4年4月1日現在)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	1,920千円	2,300千円	2,680千円	3,060千円	1人増すごとに 380千円加算
配偶者・ 扶養義務者	2,360千円	2,740千円	3,120千円	3,500千円	

エ 手当の支払

認定請求した日の属する月から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給される。

(支給月 5月、7月、9月、11月、1月、3月)

手当月額 支給開始 1～3年目 4,350円

(児童1人につき) 4～5年目 2,175円

6年目以降 0円(支給対象外)

※ ただし、平成15年4月1日以前に認定されている受給者については、平成15年4月1日の支給開始とみなす(平成17年8月1日改正)。

オ 費用負担

県10/10

カ 受給者の状況

(各年度4月1日現在)(単位:人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	受給者	遺児数	受給者	遺児数	受給者	遺児数
豊田市	1,246 (135)	1,959	1,154 (132)	1,819	1,139 (137)	1,824
みよし市	148 (10)	230	144 (15)	229	152 (22)	235
計	1,394 (145)	2,189	1,298 (147)	2,048	1,291 (159)	2,059

* ()は停止者の再掲である。

(2) 児童扶養手当

豊田市、みよし市において、手当を支給している。

4 女性相談

豊田加茂福祉相談センターには、女性相談センター豊田加茂駐在室が置かれており、2名の女性相談員が配置されている。

当駐在室は「売春防止法」に基づき「要保護女子」の相談・指導に関するを行うことのほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）による「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者等（生活本拠共の交際相手を含む）からの暴力（以下、「DV」という。）被害者の相談・自立支援のための情報提供等を行っている。また、「豊田加茂地域DV被害者保護支援ネットワーク会議」を開催し、関係機関とのネットワークの構築に努めている。

女性相談員は、日常生活において何らかの悩みや問題を有する女性や、配偶者等からのDV被害を受けた女性の早期発見に努め、相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行っている。また、DV防止法に基づく保護命令制度の周知や制度利用の支援及びDV証明書発行のための調査面接などを行っている。

(1) 職員の配置状況

現職員数 3名（兼務）、非常勤職員数 2名

(2) 組織図

センター長（室長）－次長兼地域福祉課長－課長補佐－女性相談員（2名）

- ・ 要保護女子及びDV被害者の相談指導に関すること
- ・ 女性の福祉に関すること
- ・ 女性相談センター駐在室の行う業務の連絡調整に関すること

(注)

女性相談センター（名古屋市東区）では、電話相談専用ダイヤルとして『女性悩みごと電話相談 052-962-2527（月～金 9:00～21:00、土・日 9:00～16:00、祝日・年末年始は休み）』を開設している。

(3) 相談件数

【令和3年度項目別相談延べ件数】

(単位:件)

主訴による分類		電話	面接	合計	主訴による分類	電話	面接	合計		
人 間 関 係	夫	夫等の暴力	70	82	152	住居問題	4	0	4	
		酒乱・薬物中毒	0	0	0	帰宅先なし	0	0	0	
	等	離婚問題	26	3	29	経	生活困窮	1	0	1
		その他	18	1	19	済	借金サラ金	0	0	0
	子 ど も	子どもの暴力	1	1	2	関	求職	1	1	2
		養育不能	0	0	0	係	その他	3	1	4
		その他	27	12	39	医	病気	16	5	21
	親 族	親の暴力	7	2	9	療	精神的問題	2	0	2
		他の親族の暴力	5	0	5	関	妊娠・出産	0	0	0
		その他	15	0	15	係	その他	0	0	0
	交 際 相 手	生活本拠共の交際相手 (含元)の暴力	0	0	0		不純異性交遊	0	0	0
		交際相手の暴力	0	0	0		売春強要	0	0	0
		同性交際相手の暴力	0	0	0		ヒモ・暴力団関係	0	0	0
		その他	3	0	3		5条関係	0	0	0
							ストーカー被害	0	0	0
	家庭不和	0	0	0	合 計		231	109	340	
	その他の者の暴力	1	0	1	内 訳	豊田市	195	86	281	
	男女問題	0	0	0		みよし市	13	9	22	
その他	31	1	32	その他		23	14	37		

【相談延べ件数の年度別推移】

令和元年度	646 件	令和2年度	439 件	令和3年度	340 件
-------	-------	-------	-------	-------	-------

5 高齢者福祉

老人福祉法及び介護保険法の規定により、令和3年3月に「第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画」を策定し、令和3年度から令和5年度までの福祉・保健・医療サービスの目標量等を明らかにしている。また、各市においても第8期計画が策定され、介護保険制度の円滑な実施、サービスの充実、介護予防と生きがい対策及び社会参加の促進等各種施策、事業の積極的な推進を図っている。

(1) 介護保険制度の円滑な運営

多様な事業主体の参入により介護を必要とする高齢者が地域で安心して日常生活を営めように、各種サービスの充実が求められている。また、施設サービスを進めるなど社会全体で支える介護保険制度の円滑な運営を図っている。

当センターにおいては介護保険制度の適正な運営のため各市に隔年で保険者指導を実施している。

要介護認定者の状況

(令和4年4月末現在)(単位:人)

市名	第1号 被保険者	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
豊田市	100,598	2,254	2,622	3,108	2,527	1,836	1,858	1,367	15,572
みよし市	11,366	211	272	298	274	206	205	111	1,577
計	111,964	2,465	2,894	3,406	2,801	2,042	2,063	1,478	17,149

介護保険料(基準額)の状況

(単位:円)

市名	第6期 (H27年度~H29年度)	第7期 (H30年度~R2年度)	第8期 (R3年度~R5年度)
豊田市	4,800	5,200	5,500
みよし市	4,040	4,040	4,600

老人福祉施設等の設置状況

(令和4年4月1日現在)

市名	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設・ 介護医療院	養護老人 ホーム	軽費老人 ホーム (ケアハウ ス含む。)	有料老人 ホーム
豊田市	14	8	2	1	2	31
みよし市	2	1	0	0	1	4

(2) 西三河北部圏域保健医療福祉推進会議

医療福祉圏域における、保健・医療・福祉に関する施策について、円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的に設置され衣浦東部保健所が開催している。

当センターは、西三河北部圏域の会議の事務局構成機関となっている。

ア 会議構成員

基幹的保健所の長が、議題の内容に応じ必要と認める者を招集

イ 事務局

衣浦東部保健所、豊田加茂福祉相談センター、豊田市保健所

ウ 令和3年度の開催状況

2回（書面開催）

6 障害福祉

障害者総合支援法を根拠に、本県では、令和3年3月に策定された「第6期愛知県障害福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）」に基づき、障害者の自立に向け、入所施設から地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行など障害者福祉の推進を図っている。

(1) 援護の実施機関等

ア 市

障害児・者に対する福祉施策サービスの実施主体は主に市（町村）となっている。（施設サービスについて都道府県が実施主体となっているものがある。）

イ 県福祉相談センター地域福祉課

計画の助言・指導、市相互間の連絡調整、その他市に対する必要な援助を行う。

ウ 児童・障害者相談センター

障害児・者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うほか、専門的な相談、指導を行っており、身体障害者手帳・療育手帳の発行を行い、市が交付している。

なお、当管内は西三河児童・障害者相談センター及び豊田加茂児童・障害者相談センターの管轄となっている。

(2) 身体障害者手帳

ア 身体障害者手帳の所持者数

(令和4年4月1日現在)(単位:人)

障害名 市別	視覚	聴覚 平衡	音声 言語 そしゃく	肢体 不自由	内 部 障 害							計	
					心臓	腎臓	呼吸器	膀胱 直腸	小腸	免疫 機能 不全	肝臓		小計
豊田市	745	1,124	117	6,429	2,147	1,334	242	536	26	62	28	4,375	12,790
みよし市	79	143	14	713	245	141	26	58	3	8	2	483	1,432

イ 身体障害者手帳の級別所持者数

(令和4年4月1日現在)(単位:人)

市別	級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
		豊田市	人数	3,833	2,017	2,766	2,798	
	比率 %	30.0	15.8	21.6	21.9	5.9	4.8	100.0
みよし市	人数	440	248	293	295	75	81	1,432
	比率 %	30.7	17.3	20.5	20.6	5.2	5.7	100.0

(3) 療育手帳

療育手帳の所持者数 (令和4年4月1日現在) (単位:人)

級別 年齢		A (IQおおむね35以下)	B (IQおおむね36～50)	C (IQおおむね51～75)	計
		豊田市	人数	1,419	885
	比率 %	39.5	24.7	35.8	99.9
みよし市	人数	164	104	151	419
	比率 %	39.2	24.8	36.0	100.0

(4) 福祉施策

ア 在宅重度障害者手当(事業開始 昭和45年度、県単事業)

(ア) 目的

県内に住所を有する在宅の重度障害者に、その重度の障害ゆえに生ずる負担軽減の一助となるよう手当を支給し、その福祉の増進を図る。(根拠: 愛知県在宅重度障害者手当支給規則)

(イ) 支給要件等

支 給 要 件		手当年額	備 考
1種重度障害者	1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ、知能指数35以下と判定され、療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者	年額 186,000円 (月額15,500円)	特別障害者手当等受給者、施設入所者及び3月を超えて入院している者を除く。
2種重度障害者	ア 身体障害者手帳の1級又は2級の障害者 イ 知能指数が35以下と判定され、療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者 ウ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が50以下と判定され、療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者 ※ ただし、新規の認定は、65歳に達する日の前日までに手帳を取得し、かつ、所持している者に限る。	年額 81,000円 (月額6,750円)	

(ウ) 所得制限

(令和4年4月1日現在)

受給資格者	3,604,000 円	前年の所得(1月から7月までの手当は前々年所得)
配偶者・扶養義務者	6,287,000 円	

(エ) 手当の支払

認定請求した日の属する月の翌月から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給される。

(支給月 4月、8月、12月)

(オ) 費用負担

県10/10

(カ) 受給者の状況

(各年度4月1日現在) (単位:人)

種別	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	1種	2種	計	1種	2種	計	1種	2種	計
豊田市	50 (13)	3,753 (313)	3,803 (326)	50 (13)	3,727 (304)	3,777 (317)	41 (15)	3,697 (315)	3,738 (330)
みよし市	7 (4)	429 (50)	436 (54)	7 (4)	429 (46)	436 (50)	6 (3)	428 (48)	434 (51)
合計	57 (17)	4,182 (363)	4,239 (380)	57 (17)	4,156 (350)	4,213 (367)	47 (18)	4,125 (363)	4,172 (381)

* ()は停止者の再掲である。

イ 心身障害者扶養共済制度

(ア) 目的

心身障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度である。

（根拠：愛知県心身障害者扶養共済制度条例）

(イ) 掛金

加入時の年齢により、1口9,300～23,300円（月額）。2口まで加入できる。

(ウ) 給付金

- ① 年金 1口当たり 月額 20,000円
 - ② 弔慰金 障害者が死亡したときに支給。ただし、加入期間が1年以上の者。
1口当たり 加入期間により50,000～250,000円
 - ③ 脱退一時金 加入者が脱退したときに支給。ただし、加入期間が5年以上の者。
1口当たり 加入期間により75,000～250,000円
- ※上記は現行制度の内容であり、加入時期によって異なる場合がある。

(エ) 心身障害者扶養共済制度加入等状況 (令和4年4月1日現在 単位:人)

区 分	加入者数	年金受給者数
豊田市	190	133
みよし市	38	10
計	228	143

ウ 特別児童扶養手当(事業開始 昭和39年度)

(ア) 目的

家庭において、精神又は身体に障害のある児童を監護又は養育している者に手当を支給し、その障害児の福祉の増進を図っている。（根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

(イ) 支給要件

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護又は養育している者

	療育(愛護)手帳	身体障害者手帳
精神又は身体に重度の障害のある児童 (1級該当児)	A(1・2度)程度	1・2級程度
精神又は身体に中度の障害のある児童 (2級該当児)	B(3度)程度	3・4(一部)級程度

(ウ) 所得制限

支給要件に該当する者であっても、その者の前年の所得（1月から7月までの手当については前々年の所得）が政令で定める額以上のときは手当は支給されない。

所得の限度額(政令で定める額) (令和4年4月1日現在)

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	4,596千円	4,976千円	5,356千円	5,736千円	1人増すごとに 380千円加算
配偶者・扶養義務者	6,287千円	6,536千円	6,749千円	6,962千円	1人増すごとに 213千円加算

(エ) 手当の支払

認定請求した日の属する月の翌月から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給される。

(支給月 4月、8月、11月)

障害等級	月額(1人につき)	
	令和4年3月分まで	令和4年4月分から
1級	52,500円	52,400円
2級	34,970円	34,900円

(オ) 費用負担

国10/10

(カ) 受給者の状況

(各年度4月1日現在)(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
豊田市	871 (212)	881 (208)	873 (186)
みよし市	134 (36)	129 (34)	140 (34)
計	1,005 (248)	1,010 (242)	1013 (220)

※()は停止者の再掲である。

エ 西三河北部障害保健福祉圏域会議

西三河北部障害保健福祉圏域内における障害者等の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、課題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証と策定支援を行うことを目的として設置している。

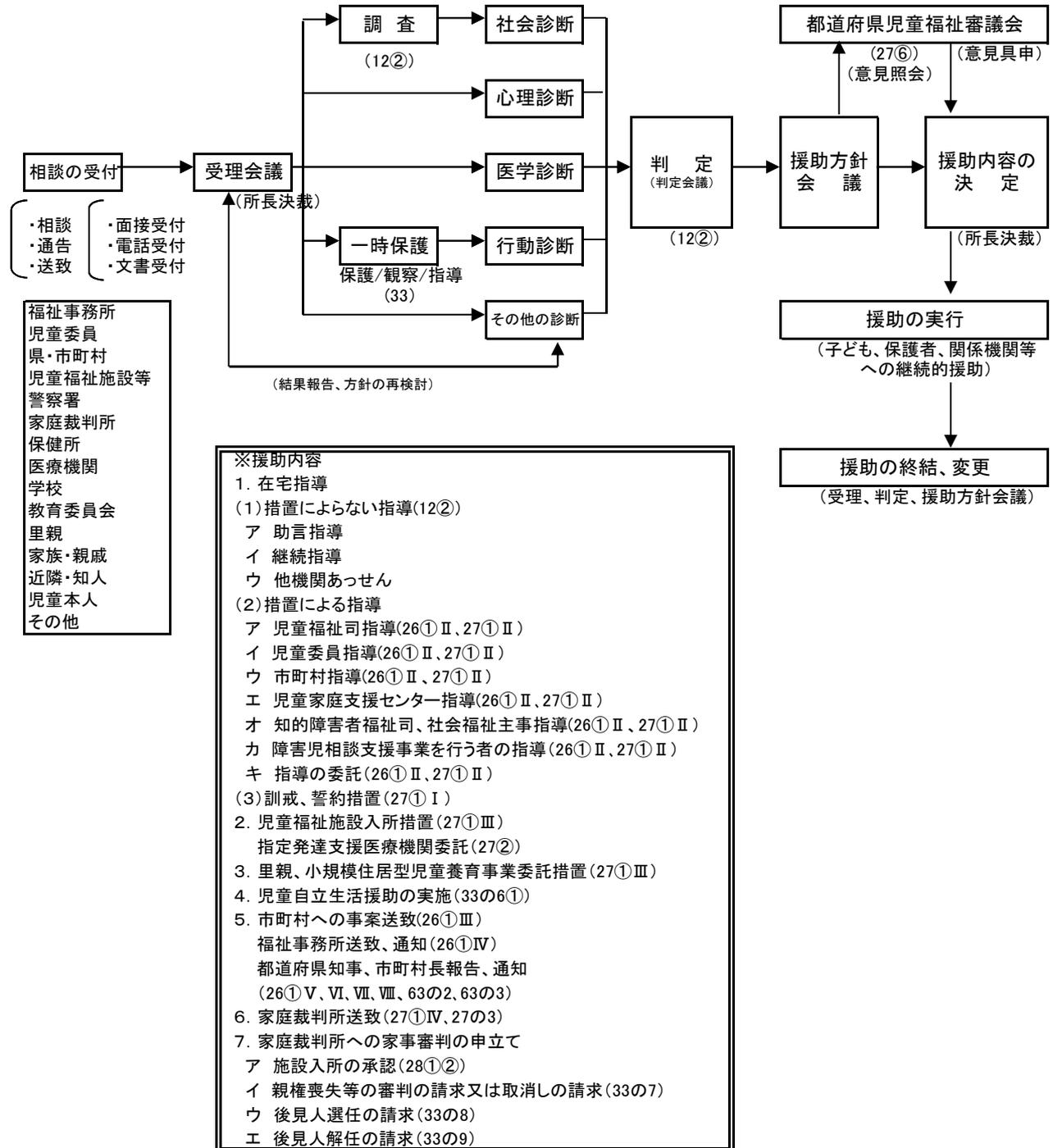
西三河北部障害保健福祉圏域会議の開催状況(令和3年度)

開催月	主な内容	
令和3年10月 *書面開催	議題	① 第1回愛知県障害者相談支援アドバイザー会議の結果報告について ② 前期(平成30年度~令和2年度)障害福祉計画の実績(評価)と今後の取組について ③ 障害者のコミュニケーション支援について
令和4年2月 *書面開催	議題	① 第2回愛知県障害者相談支援アドバイザー会議の結果報告について ② 令和2年度愛知県医療的ケア児者支援社会資源現況調査の結果について

第3 児童育成課の概要

児童育成課は、主として、児童・障害者相談センターの児童相談所業務を行っている。

1 業務系統図



(数字は児童福祉法の該当条項)

2 相談の状況

(1) 相談の分類

児童相談の種類は、次の16の種別に分類される。

養護 相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)に関する相談
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健	3 保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)を有する児童に関する相談
障害 相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童に関する相談
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠如多動性障害等の児童に関する相談
非行 相談	10 ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
育成 相談	12 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある児童に関する相談
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

(2) 年度別・区分別相談受付件数の推移

令和3年度の相談受付件数は、2,014件で前年度の1,682件と比較すると、19.7%増加している。相談種別をみると、養護相談が前年度比19.0%増加している。虐待相談は前年度比17.6%増加しており、過去最多となっている。

(単位:件)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
養護 相談	虐待	302	353	432	508	566	665	782
	その他	96	146	169	255	302	270	331
保健相談	0	3	2	1	3	0	1	
障害相談	632	703	721	736	774	645	818	
非行相談	32	27	24	31	24	13	14	
育成相談	92	107	112	102	95	79	59	
その他	6	17	10	9	11	10	9	
合計	1,160	1,356	1,470	1,642	1,775	1,682	2,014	

(3) 相談種別受付件数(令和3年度実績)

相談件数は、養護相談が最も多く、全体の55.2%を占めている。以下、障害相談が40.6%、育成相談2.8%、非行相談0.7%、その他の相談0.4%の順となっている。

(単位:件)

区分	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談		
豊田市	684	283	1	4	0	0	20	657	41	4	5	23	6	14	5	7	1,754
みよし市	88	33	0	0	0	0	1	78	8	4	1	4	1	3	0	1	222
管外	10	15	0	0	0	0	3	4	2	0	0	2	0	1	0	1	38
受付件数計	782	331	1	4	0	0	24	739	51	8	6	29	7	18	5	9	2,014
割合(%)	38.8	16.4	0.0	0.2	0.0	0.0	1.2	36.7	2.5	0.4	0.3	1.4	0.3	0.9	0.2	0.4	100.0

(4) 相談の対応状況(令和3年度実績)

前年度末で未対応であった相談も含み、令和3年度に対応を決定したのは、1,988件であった。対応は、助言指導が全体の83.9%を占め、継続指導が8.9%、児童福祉施設・里親への措置は2.4%となっている。

養護相談は、家庭環境等複雑な問題を抱えている事例が多く、継続的な関わりとともに施設入所措置を必要とする場合が多い。

(単位:件)

		面接指導			法27条1項 2号措置			市 町 村 送 致	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	医 療 機 関 委 託	指 定 発 達 支 援	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	へ の 利 用 契 約	障 害 児 入 所 施 設 等	そ の 他	合 計
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	市 町 村 指 導 委 託	そ の 他											
養 護 相 談	児童虐待相談	563	129	4	12	0	0	27	0	35	0	0	0	0	0	0	5	775
	その他の相談	248	33	5	2	0	0	0	0	10	0	1	0	0	0	30	329	
	保健相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	障害相談	794	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	1	801	
	非行相談	4	4	0	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	15	
	育成相談	48	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	
	その他の相談	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
合 計	計	1,667	176	9	18	0	0	27	3	46	0	1	0	5	36	1,988		
	割合(%)	83.9	8.9	0.5	0.9	0	0	1.4	0.2	2.3	0	0.1	0	0.3	1.8	100.0		

(注)「その他」には、18歳年齢超過の場合の措置延長を含む。

(5) 一時保護の状況

一時保護は、児童福祉法第33条に基づき児童相談所長が必要と認めるとき、児童を家庭や保護者から切り離して一時保護所に入所させ、若しくは児童福祉施設、里親などに委託して行う。緊急の保護や児童の行動観察、問題の短期治療などを目的とする。児童虐待相談では、児童の安全確保のため職権による緊急一時保護が多い。

(単位:件)

一時保護所	一時保護委託										合計
	施児童養護施設	乳児院	支児童援護施設	治児童療施設	施障害児	警察署	里親	病院	その他	小計	
(57)	(108)	(13)		(3)	(1)	(2)	(17)	(7)		(151)	(208)
89	144	16	0	3	2	2	22	14	0	203	292
30.5%	49.3%	5.5%	0.0%	1.0%	0.7%	0.7%	7.5%	4.8%	0.0%	69.5%	100.0%

(注)上段の括弧書きは児童虐待相談の再掲。

(6) 児童虐待相談対応件数の状況

ア 愛知県・豊田加茂児相の年次推移

児童相談所が対応した児童虐待相談の件数は、統計が取り始められて以来増加し続けており、児童虐待は国民が早急に解決しなければならない課題となっている。近年は、DVの目撃等による心理的虐待の増加が続いている。

(単位:件)

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
愛知県	4,297	4,364	4,731	6,045	6,019	6,588
豊田加茂児相	338	428	516	578	640	775

(速報値)

イ 受付経路(令和3年度実績)

令和3年度に対応した775件の受付経路については、警察等が339件で最も多く、次いで市町村の福祉事務所となっている。

心理的虐待については多くが保護者のDV(ドメスティックバイオレンス)目撃による警察からの通告である。

(単位:件)

区分	指定都市・中核市	市町村		保 育 所	指 定 児 童 福 祉 支 援 施 設 機 関	認 定 こ ど も 園	警 察 等	保 健 所 ・ 医 療 機 関	幼 稚 園	学 校 ・ 教 育 委 員 会	里 親	家 族		親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計
		福 祉 事 務 所	そ の 他									虐 待 者 本 人	虐 待 者 以 外					
身体的虐待	12	39	3	1	6	3	33	6	0	22	0	18	12	1	23	11	1	191
性的虐待	1	5	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	10
心理的虐待	20	29	4	1	3	0	282	12	3	15	1	22	35	2	41	5	1	476
ネグレクト	7	34	0	3	2	0	23	3	1	3	0	1	5	4	6	6	0	98
計	40	107	7	5	12	3	339	22	4	40	1	41	52	7	70	23	2	775

ウ 被虐待児の年齢別・種類別件数(令和3年度実績)

被虐待児の年齢別では、乳幼児の占める割合がやや多くなっている。乳幼児への虐待は、自らの命を守れないことから死亡等重篤な事態を招くおそれがあり、慎重な対応が必要である。

また、虐待の種類については、通常一つにとどまらないことも多いが、主な種別で統計計上している。昨今、保護者のDVを目撃したことによる心理的虐待が増加している。

(単位:件)

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合 計	割 合(%)
0歳～2歳	17	0	125	13	155	20.0
3歳～5歳	33	1	97	21	152	19.6
6歳～8歳	38	0	94	20	152	19.6
9歳～11歳	37	3	63	17	120	15.5
12歳～14歳	38	4	52	16	110	14.2
15歳以上	28	2	45	11	86	11.1
合 計	191	10	476	98	775	100.0
割 合(%)	24.6	1.3	61.4	12.6		

エ 主な虐待者の続柄(令和3年度実績)

主な虐待者(虐待者が複数の場合も、主な虐待者について統計計上している)は、実父母が9割以上となっている。

(単位:件)

区 分	父		母		その他	合 計
	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親		
件 数	366	31	355	3	20	775
割 合(%)	47.2	4	45.8	0.4	2.6	100.0

(7) 障害相談の状況

ア 内容別受付件数(令和3年度実績)

(単位:件)

療育手帳	特別児童扶養手当	施設入所	障害児施設利用契約	就学・就職	一般療育	その他	合計
677	124	4	3	2	7	1	818

イ 療育手帳台帳管理件数(令和3年度末現在)

(単位:件)

区分	A判定	B判定	C判定	合 計
件数	461	261	630	1,352

ウ 療育手帳新規交付・再判定件数(令和3年度実績)

(単位:件)

区分	A判定	B判定	C判定	合 計
新規交付	25	42	126	193
再判定	169	90	158	417

令和4年9月

令和4年度 福祉行政のあらまし

発行 愛知県豊田加茂福祉相談センター

〒471-0024 豊田市元城町2-68

地域福祉課 電話 (0565)33-0294

FAX (0565)33-2212

児童育成課 電話 (0565)33-2211

FAX (0565)33-2212

